

証券コード 8225
(発送日) 2026年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月3日

株 主 各 位

長野県長野市大豆島5888番地

株式会社 **タカチホ**

代表取締役社長 久保田 一臣

第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://kk-takachiho.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「投資家の皆様へ」「株主総会関連」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8225/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記のウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「タカチホ」又は「コード」に当社証券コード「8225」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご確認ください。)

なお、当日出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 長野県長野市大豆島5888番地
当社本店3階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第80期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第80期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）
計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」




したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



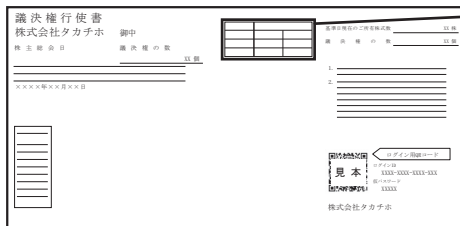
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2026年6月25日(水曜日) 午前10時</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2026年6月24日(水曜日) 午後5時30分入力完了分まで</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2026年6月24日(水曜日) 午後5時30分到着分まで</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

- 第2号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

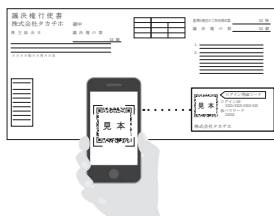
- ・インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

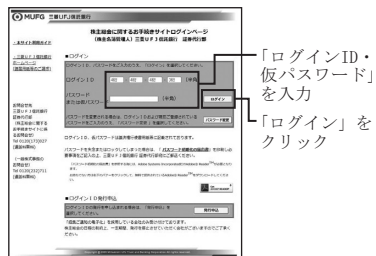


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境が改善し、訪日外国人数も前年を上回るペースが続くなど、内需が底堅く推移しました。

一方で、不安定な国際情勢や米国の政策動向が個人消費に及ぼす影響、原材料価格やエネルギーコスト、間接コストの上昇による物価の高騰、また観光事業においては慢性的な労働力不足と人的コストの上昇など、先行きの不透明な状況が続いております。

このような経済情勢のなかで当社グループといたしましては、「革新—変革に向けた事業再構築—」をスローガンに掲げ、生産性向上のための人的投資、ブランド力向上と商品開発への投資による販売強化、組織力強化と業務の効率化による収益力強化に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は9,691百万円（前連結会計年度比13.5%増）、営業利益は485百万円（前連結会計年度比11.0%増）、経常利益は490百万円（前連結会計年度比12.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は328百万円（前連結会計年度比6.4%増）となりました。

事業別の状況

事業別売上の状況は次のとおりであります。

[みやげ卸売事業]

みやげ卸売事業は、ブランド力向上と商品開発への投資による販売強化をはかり、積極的な商品展開として地域企業と連携した商品開発、IP（知的財産）を使った商品開発など新たな商品開発への取り組みを行った他、大阪・関西万博における会場内外への商品供給などにより、売上高は7,994百万円（前連結会計年度比20.8%増）となり、営業利益は672百万円（前連結会計年度比19.7%増）となりました。

[みやげ小売事業]

みやげ小売事業は、観光需要の緩やかな増加を受け既存店舗については順調に推移しましたが、一部店舗の賃借契約満了による閉店の影響により、売上高は683百万円（前連結会計年度比14.7%減）となり、営業利益は57百万円（前連結会計年度比18.1%減）となりました。

〔みやげ製造事業〕

みやげ製造事業は、物価に連動した原材料価格上昇およびエネルギーコストの高止まりの影響を受けましたが、順調に価格転嫁が出来たこと、また、特需として大阪・関西万博への製品供給などにより、売上高は266百万円（前連結会計年度比21.6%増）となり、営業利益は59百万円（前連結会計年度比53.2%増）となりました。

〔温浴施設事業〕

温浴施設事業は、熱波イベントやヨガ教室を積極的に開催し来客数も増加しましたが、水道光熱費等資源価格の上昇による運営費増加により、売上高は331百万円（前連結会計年度比4.3%増）となり、営業利益は44百万円（前連結会計年度比11.2%減）となりました。

〔不動産賃貸事業〕

不動産賃貸事業は、長野市内の「ショッピングタウンあおぞら」のテナント管理を中心に営んでおります。景気の拡大によりテナントの入居が安定推移したことから、賃料収入は147百万円（前連結会計年度比0.5%減）となり、営業利益は50百万円（前連結会計年度比0.7%増）となりました。

〔アウトドア用品事業〕

アウトドア用品事業は、テントなどの高額商品を中心に需要減退が続いており、一部店舗の賃借契約満了による閉店の影響があったものの、需要に合わせ商品構成を見直し値引き販売を抑えた結果、売上高は222百万円（前連結会計年度比42.2%減）となり、営業損益は9百万円の営業損失（前連結会計年度は26百万円の営業損失）となりました。

〔その他事業〕

その他事業は、飲食店の運営が含まれます。テイクアウト商品の取り扱いを終了したほか、原材料価格およびエネルギーコスト高止まりから価格改定したものの来客数が減少し、売上高は45百万円（前連結会計年度比6.0%減）となり、営業損益は0百万円の営業損失（前連結会計年度は1百万円の営業利益）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は76百万円で、その主なものは、みやげ製造事業における設備老朽化による入替え及びみやげ小売事業における店舗改修に伴う費用等であります。

③ 資金調達の状況

資金調達について特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

項目	第77期 2023年3月期	第78期 2024年3月期	第79期 2025年3月期	第80期 (当連結会計年度) 2026年3月期
売上高(千円)	7,334,334	8,015,726	8,536,884	9,691,188
経常利益(千円)	327,710	440,511	436,512	490,221
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	460,265	423,262	308,645	328,269
1株当たり当期純利益(円)	723.54	660.62	477.76	470.09
総資産(千円)	4,166,713	4,263,147	4,288,600	4,455,365
純資産(千円)	1,374,140	1,820,367	2,253,911	2,579,548

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均の株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

項目	第77期 2023年3月期	第78期 2024年3月期	第79期 2025年3月期	第80期 (当事業年度) 2026年3月期
売上高(千円)	6,757,451	7,395,500	7,780,356	8,897,503
経常利益(千円)	344,716	442,940	432,582	490,286
当期純利益(千円)	459,280	428,222	308,412	331,771
1株当たり当期純利益(円)	721.99	668.36	477.40	475.11
総資産(千円)	4,157,186	4,360,377	4,406,972	4,566,767
純資産(千円)	1,394,645	1,845,831	2,279,142	2,608,280

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均の株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (千円)	当社の議 決権比率 (%)	主 な 事 業 内 容
有限会社タカチホ・サービス	3,000	100.0	業務の請負
株式会社越後銘販	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
株式会社札幌旬彩堂	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
株式会社青森銘販	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
株式会社奥羽銘販	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
庄和堂株式会社	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
株式会社蔵王銘販	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
株式会社郡山銘販	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
株式会社赤城銘販	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
株式会社佐渡銘販	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
株式会社東京旬彩堂	3,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
株式会社富士銘販	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業
株式会社ひだ銘販	10,000	100.0	観光みやげ品製造・卸・小売業

(注) 当社の連結子会社は、上記の子会社のみであり、持分法適用関連会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当業界をとりまく経営環境は、雇用や所得環境が改善し、訪日外国人数も前年を上回るペースが続くなど、内需が底堅く推移しつつも、不安定な世界情勢や米国の政策動向が個人消費に及ぼす影響、原材料価格や間接コストの上昇による物価の高騰、また観光事業における慢性的な労働力不足と人的コストの上昇など、先行きの予測は難しい状況にあります。

このような状況の中、当社グループでは「変革基盤の確立と次の成長ステージへの始動」を年度スローガンとして新たな価値創造・業務効率化と生産性の向上・意識改革・業務改善を実行し組織体制の強化を図ります。

変革基盤の確立と次の成長ステージへの始動に向けた基本的な取り組み

① ビジネスモデル戦略

- ・新規出店の推進及びコト消費に対応する新たな事業展開
- ・IPを軸とした新たな価値創造と企画機能の強化
- ・商品構成の最適化とブランディング機能強化による商品戦略の推進
- ・新たな拠点展開による面の拡大
- ・製造機能強化に向けた計画的投資とM&Aの推進
- ・ファンドを通じた地域メーカーとのリレーション強化

② コーポレートモデル戦略

- ・人材ビジョンに基づいた人的資本経営の推進
- ・成長に向けたマネジメント体制及び社内体制の整備と強化
- ・DXの推進による業務効率化と生産性の向上
- ・持続的成長に向けた投資とガバナンス体制の強化
- ・企業価値向上に向けた資本政策の推進

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループの事業は、観光みやげ品の卸売事業、みやげ小売事業、みやげ製造事業、温浴施設事業、不動産賃貸事業、アウトドア用品事業などの一般小売事業、飲食事業で構成されております。

(6) 主要な営業所（2026年3月31日現在）

① 当社

本 社 長野県長野市大豆島5888番地
営業所 長野営業所（長野市）・松本営業所（松本市）

- 小売店舗 みやげ品小売店舗「九九や旬粋」（長野県）など7店舗
 一般商品小売店舗「バンバン松本店」（長野県）など2店舗
- 製造工場 「お菓子工房」（長野県）1施設
- 温浴施設 「まめじま湯ったり苑」（長野県）1施設
- その他 「ショッピングタウンあおぞら」（長野県）1施設、1店舗
- ② 主要な
 子会社 有限会社タカチホ・サービス
 本社： 長野県長野市大豆島5888番地
 株式会社越後銘販
 本社： 新潟県新潟市中央区大島156番地1
 株式会社札幌旬彩堂
 本社： 札幌市白石区菊水元町八条三丁目5番55号
 株式会社青森銘販
 本社： 青森県十和田市東三番町3番41号
 株式会社奥羽銘販
 本社： 岩手県盛岡市津志田中央二丁目7番8号
 庄和堂株式会社
 本社： 山形県鶴岡市文下字広野11番地1
 株式会社蔵王銘販
 本社： 宮城県仙台市宮城野区萩野町一丁目13番地8号
 株式会社郡山銘販
 本社： 福島県郡山市安積町荒井字大久保45番地1
 株式会社赤城銘販
 本社： 群馬県沼田市久屋原町212番地5
 株式会社佐渡銘販
 本社： 新潟県佐渡市上矢馳640番地
 株式会社東京旬彩堂
 本社： 東京都足立区入谷一丁目12番14号
 株式会社富士銘販
 本社： 静岡県御殿場市板妻字82番地67
 株式会社ひだ銘販
 本社： 岐阜県高山市松本町72番地1

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
みやげ卸売事業	98 (23) 名	3名増 (1名増)
みやげ小売事業	10 (17) 名	1名減 (3名減)
みやげ製造事業	10 (25) 名	1名増 (3名増)
温浴施設事業	4 (2) 名	1名増 (－)
不動産賃貸事業	0 (2) 名	－ (－)
アウトドア事業	5 (3) 名	－ (2名減)
その他事業	0 (1) 名	－ (－)
全社 (共通)	16 (2) 名	3名増 (－)
合 計	143 (75) 名	7名増 (1名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、パートタイマー及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
143 (52) 名	7名増 (1名増)	44.3歳	14.7年

(注) 使用人数は就業人員であり、パートタイマー及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社八十二長野銀行	383,343千円
長野信用金庫	278,930千円
長野県信用農業協同組合連合会	48,200千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

- | | |
|--------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 1,600,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 727,500株 |
| ③ 株主数 | 1,114名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
投資事業有限責任組合 J A I C スペシャルティファンド	60,000 株	8.57%
久保田 一 臣	47,267	6.75
ガバナンス・パートナーズ投資事業 有限責任組合	41,100	5.87
投資事業有限責任組合 J A I C パートナーズファンド	32,000	4.57
株式会社八十二長野銀行	31,100	4.44
上野投資株式会社	30,000	4.28
宮 尾 聡	26,455	3.78
久保田 優 子	24,700	3.53
長野信用金庫	24,000	3.43
所 正 純	21,976	3.14

(注) 当社は、自己株式28,162株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	1,207 株	4名
監 査 役	230	1名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告15頁「2. (3)③ 取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載しております。
2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久保田 一 臣	経営企画本部長
専務取締役	宮 尾 聡	営業本部長兼製造部長
取締役	寺 島 千 博	管理本部長兼総務部長
取締役	湯 原 儀 芳	
取締役	山 田 暁 子	つばき税理士法人代表社員
常勤監査役	所 正 純	
監査役	滝 澤 亮	日穀製粉株式会社非常勤監査役
監査役	宮 澤 幸 彦	長野信用金庫常務理事

- (注) 1. 取締役湯原儀芳氏及び取締役山田暁子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役所正純氏は、長年当社の経営企画、内部監査業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役滝澤亮氏及び監査役宮澤幸彦氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役湯原儀芳氏、取締役山田暁子氏及び監査役滝澤亮氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、被保険者たる役員が役員としての業務に関し行った行為に基づき保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用を保険金として支払う旨の会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下本契約といいます。）を締結しております。本契約の被保険者は、当社の役員であり、その保険料は全額当社が負担しております。なお、本契約の締結により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれることのないよう、本契約上に保険金額の上限、免責事由を設定するなど、一定の措置を講じております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	74 (2)	69 (2)	4 (-)	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	15 (2)	14 (2)	0 (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	89 (4)	84 (4)	5 (-)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません
2. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2017年6月29日開催の第71期定時株主総会において年額240百万円以内（うち社外取締役5百万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。

また金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第74期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として年額20百万円以内、株式数の上限を年40,000株（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2017年6月29日開催の第71期定時株主総会において年額24百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。

また金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第74期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として年額2百万円以内、株式数の上限を年4,000株（社外監査役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役（社外監査役を除く）の員数は、1名です。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬は、株主総会で決議された報酬の限度内で、世間水準及び対従業員給与との均衡を総合的に勘案して決定しております。

取締役の報酬等の額の決定権限を有する者は、取締役会の決議を経た代表取締役であり、株主総会にて決議された報酬総額の範囲内において決定しております。代表取締役社長久保田一臣に決定権限を委任した理由は、当社の事業を熟知しており当社全体の業績をふまえ各取締役の担当事業の評価を行うのに最も適切であると判断したためです。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等と重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役山田暁子氏は、つばき税理士法人の代表社員であります。同法人と当社との間には特別な利害関係はありません。
- ・社外監査役滝澤亮氏は、日穀製粉株式会社の非常勤監査役であります。同社と当社との間で定型的な商取引を行っておりますが、社外監査役個人が利害関係を有するものではありません。
- ・社外監査役宮澤幸彦氏は、長野信用金庫の常務理事であります。同金庫と当社との間で定型的な金融取引を行っておりますが、社外監査役個人が利害関係を有するものではありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (9回開催)	監査役会 (8回開催)
	出席回数	出席回数
取締役 湯原儀芳	9	—
取締役 山田暁子	9	—
監査役 滝澤亮	9	8
監査役 宮澤幸彦	9	8

- ・取締役会及び監査役会における発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役湯原儀芳氏、山田暁子氏、監査役滝澤亮氏及び宮澤幸彦氏は、取締役会ではそれぞれ専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、適切な役割を果たしております。

また、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 清陽監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金額その他財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンスに係る社内規程「コンプライアンス基本規程」、「コンプライアンス憲章」を定め、「業務従事者行動規範」を中心に取締役及び使用人の法令遵守の強化推進を行っております。またコンプライアンス担当役員により役職員に対し教育・研修を継続的に行っております。

また内部通報体制に係る社内規程を定め、取締役及び使用人等が社内においてコンプライアンス違反行為を防止する体制を構築するとともに通報内容を秘守し、通報者に対し不利益な扱いを行わないことを定めております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る「取締役会議事録」、「役員会議事録」、「経営会議議事録」、「稟議書」等の重要文書及びその他の情報については「文書管理規程」ほか社内規程の定める方法により適切に保存管理しており、取締役及び監査役はいつでもこれらの文書を閲覧できる体制になっております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動全般にわたり発生する様々なリスクに対し、統括責任者として管理本部長が管理しており、子会社を含めて全社の対応を行っております。経営戦略上のリスクについては役員会及び経営会議において、業務上のリスクについては関連部門においてそれぞれリスク分析及びその対応策を検討し取締役会、役員会、経営会議において報告及び審議しております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の意思決定を効率的に執行するために「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等を定め、適正且つ効率的に職務の執行が行われる体制を確保しております。

また取締役会を定期的開催し、各取締役の職務の執行に対する評価・分析を行っている他、常勤役員による役員会並びに常勤役員及び経営戦略決定に必要な部門長による経営会議を定期的開催し、業務執行に関する事項に係る報告及び重要事項に係るテーマについて審議しております。

⑤当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、経営基本方針、年度基本方針に基づき、方針と施策についての協議を行い、経営計画に沿った企業経営を行っております。また役員会及び経営会議にて子会社管理担当の部門長より業務状況等の執行報告が定例的に行われております。

当社グループ各社の内部監査及び内部統制監査を行う担当部署を設け、グループ各社と協議、情報の共有、指示、伝達を効率的に行っており、その結果を代表取締役及び監査役に報告をしております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役から要請があった場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとし、当該使用人はその要請に関して取締役会の指揮命令を受けない体制となっております。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、役員会、経営会議及びその他の重要な会議に出席すると共に、取締役からその職務の執行状況の聴取を行い、関係資料を閲覧し意見を述べる事ができる体制となっております。

取締役及び使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼす事象が発生又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人が違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事象が発生したときは、速やかに監査役に報告する体制となっております。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役から当社グループに係る会社情報を求められたときは遅延なく提供できるようにするなど、監査役の監査環境の整備を整えております。

また監査役会は代表取締役、監査法人との定期的な意見交換を開催し、併せて内部監査部門との連携を図っております。

⑨財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法等の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努めてまいります。また有効且つ正当な評価ができる内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

⑩反社会勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済、社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断し、当社及びグループ各子会社の事業に対する公共の信頼の維持、業務の適正性及び健全性を確保することを基本方針としております。

また反社会的勢力による不当要求があった場合、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携を図り、組織的且つ速やかに対応してまいります。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

①コンプライアンス基本規程、業務従事者行動規範、個人情報保護方針等、遵守すべき規範・指針を印刷した「コンプライアンス憲章」を当社グループ全社員へ配布し、コンプライアンスを遵守すべく周知徹底を図っております。また部門ごと定期的にコンプライアンス憲章記載の規範・指針について研修会を実施いたしました。

②内部通報窓口を社内及び第三者機関に設置し、内部通報制度による通報があった場合の調査及び適切な措置の実行を当社内部監査課が行う体制を整えております。

2. リスク管理体制

①事業活動全般にわたり発生する様々なリスクに対し、統括責任者として管理本部長が管理しており、子会社を含めて全社的対応を行っております。経営戦略上のリスクについては役員会及び経営会議において、業務上のリスクについては関連部門においてそれぞれリスク分析及びその対応策を検討し取締役会、役員会、経営会議においてその報告及び審議しております。

②内部監査課が内部監査規程に基づき、内部監査計画書に沿って当社及び各グループ子会社の内部監査を実施、リスク状況を把握・監視しており、内部監査報告書を通じて当社役員に対して報告がなされております。

3. 経営管理体制

常勤役員で構成された役員会並びに常勤役員及び経営戦略決定に必要な部門長で構成された経営会議をそれぞれ月2回定期的に開催し、重要事項の審議及び検討をし、経営計画の進捗状況についての報告及び対策等の検討を行っております。

4. 取締役の職務執行について

取締役会を定期的に開催し、各取締役の職務の執行に対する評価・分析を行っている他、業績の報告及び経営上の重要事項の審議及び承認を行っており、本取締役会に監査役も出席することで、取締役の業務執行の状況の把握を行っております。

5. 監査役の職務執行について

常勤監査役1名が役員会、経営会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査しております。

(7) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策のひとつとして位置付け、収益力の向上並びに財務体質の強化を通じ、連結配当性向30%を目指し安定的かつ着実な配当の実施を基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当第80期の期末配当金につきましては、当連結会計年度の業績結果を鑑み、1株当たり100円を予定しております。（中間配当は実施していません）。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,368,197	流動負債	1,112,679
現金及び預金	1,133,686	支払手形及び買掛金	456,504
受取手形	20,682	1年以内返済予定長期借入金	257,244
売掛金	711,779	賞与引当金	57,298
商品及び製品	425,298	契約負債	12,765
原材料及び貯蔵品	49,131	未払金	97,418
その他	28,318	未払費用	71,725
貸倒引当金	△700	未払法人税等	48,223
固定資産	2,087,168	その他	111,499
有形固定資産	1,578,254	固定負債	763,137
建物及び構築物	537,401	長期借入金	459,914
機械装置及び運搬具	49,673	資産除去債務	98,954
工具器具備品	55,519	長期預り保証金	184,631
土地	888,829	その他	19,637
リース資産	8,595	負債合計	1,875,817
建設仮勘定	38,235	(純資産の部)	2,579,548
無形固定資産	141,086	株主資本	2,546,593
ソフトウェア	41,222	資本金	1,000,000
その他	99,863	資本剰余金	755,177
投資その他の資産	367,828	利益剰余金	846,965
投資有価証券	80,840	自己株式	△55,549
敷金及び保証金	85,216	その他の包括利益累計額	32,954
繰延税金資産	156,925	その他有価証券評価差額金	32,954
その他	53,364	純資産合計	2,579,548
貸倒引当金	△8,518	負債純資産合計	4,455,365
資産合計	4,455,365		

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,691,188
売上原価		6,931,270
売上総利益		2,759,917
販売費及び一般管理費		2,274,706
営業利益		485,210
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,343	
受取事務手数料	424	
受取手数料	4,998	
その他	4,008	11,774
営業外費用		
支払利息	5,421	
その他	1,342	6,764
経常利益		490,221
特別利益		
助成金収入	58	58
特別損失		
固定資産除却損	2,598	
減損損失	15,370	17,969
税金等調整前当期純利益		472,310
法人税、住民税及び事業税	71,519	
法人税等調整額	72,520	144,040
当期純利益		328,269
親会社株主に帰属する当期純利益		328,269

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,378,860	流動負債	1,109,714
現金及び預金	1,059,628	買掛金	455,861
受取手形	20,682	関係会社短期借入金	33,072
売掛金	830,824	1年以内返済予定長期借入金	257,244
商 品	237,296	未 払 金	91,041
製 品	30,729	未 払 費 用	62,483
原 材 料	49,041	未払法人税等	44,443
貯 蔵 品	89	未払消費税等	22,042
前 払 費 用	16,086	前 受 金	21,984
関係会社短期貸付金	241,023	預 り 金	12,170
そ の 他	40,524	賞与引当金	54,952
貸倒引当金	△147,066	契 約 負 債	12,765
固定資産	2,187,906	そ の 他	41,652
有形固定資産	1,556,467	固定負債	848,772
建 物	519,217	長期借入金	453,229
構 築 物	12,688	関係会社長期借入金	92,320
機 械 装 置	49,673	長期預り保証金	184,631
車 両 運 搬 具	0	資産除去債務	98,954
工具器具備品	39,229	そ の 他	19,637
土 地	888,829		
リ ー ス 資 産	8,595	負債合計	1,958,487
建設仮勘定	38,235	(純資産の部)	
無形固定資産	139,126	株 主 資 本	2,575,326
借 地 権	94,377	資 本 金	1,000,000
ソフトウェア	40,754	資 本 剰 余 金	755,177
そ の 他	3,994	資 本 準 備 金	1,251
投資その他の資産	492,312	その他資本剰余金	753,925
投資有価証券	73,674	利 益 剰 余 金	875,698
関係会社株式	151,782	利 益 準 備 金	113,232
出 資 金	30	その他利益剰余金	762,465
敷金保証金	62,871	繰越利益剰余金	762,465
繰延税金資産	159,304	自 己 株 式	△55,549
保険積立金	28,054	評価・換算差額等	32,954
そ の 他	22,492	その他有価証券評価差額金	32,954
貸倒引当金	△5,897	純資産合計	2,608,280
資産合計	4,566,767	負債純資産合計	4,566,767

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		8,897,503
売 上 原 価		6,921,213
売 上 総 利 益		1,976,290
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,494,242
営 業 利 益		482,047
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,878	
受 取 事 務 手 数 料	2,584	
受 取 手 数 料	4,935	
そ の 他	2,866	15,264
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,682	
そ の 他	1,342	7,025
経 常 利 益		490,286
特 別 利 益		
助 成 金 収 入	58	
そ の 他	351	409
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,526	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	288	
減 損 損 失	15,370	18,185
税 引 前 当 期 純 利 益		472,511
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	67,701	
法 人 税 等 調 整 額	73,037	140,739
当 期 純 利 益		331,771

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社 タカチホ
取締役会 御中

清陽監査法人

東京都港区

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士

大河原 恵 史

公認会計士

榎 田 憲 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカチホの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカチホ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社 タカチホ

取締役会 御中

清陽監査法人

東京都港区

指定社員 公認会計士 大河原 恵 史
業務執行社員

指定社員 公認会計士 榎 田 憲 一 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカチホの2025年4月1日から2026年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社タカチホ 監査役会

常勤監査役	所 正 純
社外監査役	滝 澤 亮
社外監査役	宮 澤 幸 彦

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主様への利益還元を経営の最重要施策のひとつと位置づけ、収益力の向上並びに財務体質の強化を通じ、連結配当性向30%を目指し安定的かつ着実な配当の実施を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績結果を鑑み、以下のとおり配当いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金 100円

配当総額 69,933,800円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本總會終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、取締役の任期は1年であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 再任	くぼた かずみ 久保田 一臣 (1982年7月5日生)	2008年4月 当社入社 2015年1月 経営マネジメント課長 2016年4月 マーケティング部長 2016年6月 取締役就任 マーケティング部長 2017年1月 代表取締役社長(現任) 2025年6月 経営企画本部長(現任)	47,267株
		【取締役候補者とした理由】 当社代表取締役として当社全体を統括し、経営の中核として発揮している強いリーダーシップを、引き続き当社の経営全般の意思決定に有効的に活かしていただくためであります。	
2 再任	みや お きたし 宮 尾 聡 (1973年12月26日生)	1996年4月 当社入社 2010年4月 営業推進グループ課長 2013年4月 営業戦略室グループ長 2015年1月 マーケティング部長兼製造部長 2016年4月 営業本部長兼製造部長 2016年6月 取締役営業副本部長兼製造部長 2017年1月 常務取締役営業本部長兼マーケティング部長兼製造部長 2024年6月 常務取締役営業本部長兼営業推進部長兼ライフ&レジャー部長 2025年6月 専務取締役就任(現任) 営業本部長兼営業推進部長兼製造部長 2026年1月 営業本部長兼製造部長(現任)	26,455株
		【取締役候補者とした理由】 当社営業部門での長年の業務経験、加えて事業領域全般に係る幅広い知見を活かし、営業部門における統括責任者として、引き続き当社の経営全般の意思決定に有効的に活かしていただくためであります。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3 再任	て ら し ま ち ひろ 寺 島 千 博 (1966年7月29日生)	1991年4月 株式会社八十二銀行（現 株式 会社八十二長野銀行）入行 2016年6月 同行富士見支店長 2018年6月 同行融資部副部長 2020年2月 同行野沢支店長 2022年2月 当社経営企画部長 2022年10月 当社執行役員経営企画部長 2023年6月 当社取締役（現任）管理本部長 兼経営企画部長兼総務部長 2025年6月 当社管理本部長兼総務部長 （現任） 【取締役候補者とした理由】 金融機関での長年の業務経験並びに幅広い見識を元に、 当社の管理部門担当として引き続き当社の経営全般の意思 決定に有効的に活かしていただくためであります。	1,048株
4 再任	ゆ ほら のり よし 湯 原 儀 芳 (1955年8月12日生) 【社外取締役としての 在任年数 6年】	1978年4月 株式会社八十二銀行（現 株式 会社八十二長野銀行）入行 2000年2月 同行安茂里支店長 2005年9月 同行岩村田支店長 2008年2月 同行高田支店長 2009年5月 同行企画部グループ長 2009年10月 同行人事部付 2010年6月 同行退職 公益財団法人八十二文化財団常 務理事 2019年6月 同財団退任 2020年6月 当社社外取締役（現任） 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 直接会社経営に関与された経験はありませんが、金融機 関及び文化財団事業における長年の経験及び見識から企業 経営の健全性を確保するために十分な助言をいただき、引 き続き当社の経営全般の意思決定の妥当性・適正性を確保 するために有効的に活かしていただくためであります。	一株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
5 再任	やまだあきこ 山田 暁子 (1968年9月15日生) 【社外取締役としての 在任年数 3年】	1991年4月 関東信越国税局入局 1991年7月 春日部税務署法人課税部門配属 以降 各署にて法人課税事務に従事 2016年12月 上田税務署にて退職 2017年4月 税理士登録 大西税理士事務所入所 2018年6月 つばき税理士法人設立 代表社員就任(現任) 2023年6月 当社社外取締役(現任)	一株
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての企業財務・会計に関する豊富な専門知識と経験に基づく幅広い見識を、引き続き当社の経営全般の意思決定の妥当性・適正性を確保するために有効的に活かしていたためであります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 湯原儀芳氏及び山田暁子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 湯原儀芳氏及び山田暁子氏は、現在当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって湯原儀芳氏が6年、山田暁子氏が3年となります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、湯原儀芳氏及び山田暁子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として既に同証券取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

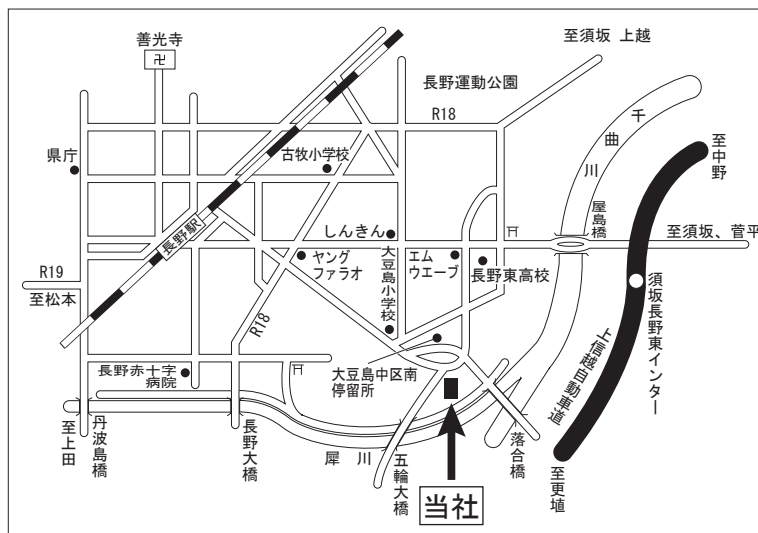
以上

株主総会会場ご案内図

会場 長野県長野市大豆島5888番地

当社本店 3階ホール

電話 026-221-6677



交通の便 ※長野駅（善光寺口）4番のりば

アルピコ交通【46】

市役所経由 大豆島東団地・川田駅行

（午前9時30分発）

「大豆島中区南」停留所下車（徒歩5分）